

# 耕作放棄地等再生利用緊急対策（新規）

【23,000(0)百万円】

## 対策のポイント

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組や必要な施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

最も基礎的な生産基盤である農地が、転用・かい廃等により減少傾向にある中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を含め農地の有効利用を図ることが急務となっています。

## 政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

### <内容>

#### 1. 耕作放棄地の再生・利用のための活動支援

##### ① 再生利用活動（貸借等により耕作放棄地を再生・利用する活動）

- ・ 障害物除去、深耕、整地等に対する支援

荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10a（取組初年度のみ）

- ・ 土壌改良に対する支援

2. 5万円/10a（最大2年間）

- ・ 営農定着に対する支援（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）

2. 5万円/10a（1年間）

##### ② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等）

##### ③ 調査・調整支援（農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等）

##### ④ 指導支援（①～③に取り組む主体に対する指導・助言等）

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 20,650(0)百万円

補助率：定額、1/2等

事業実施主体：①～③ 地域耕作放棄地対策協議会

④ 都道府県耕作放棄地対策協議会

#### 2. 農地有効利用等に向けた簡易整備に対する支援

水田裏作、生産調整の拡大等の営農体系の変更により生じる用排水管理上の課題等に対し、迅速かつきめ細かに対応するための農地・農業水利施設等の簡易な整備（200万円未満/箇所）を支援します。

農地有効利用支援補完整備事業 2,350(0)百万円

補助率：1/2等

事業実施主体：市町村、土地改良区等

#### 【担当】農村振興局農地資源課

瀧川・吉田 (03) 6744-2442 (直)

農村振興局水資源課

杉山・細田 (03) 6744-1363 (直)